平成２２年（フ）第９０９号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目17番３―724号、前住所兵庫県西宮市中島町７番13―103号
債務者　光野　勇夫
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３２号
広島県尾道市向東町8264番地
債務者　槙　　泰二
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１３９号
広島県尾道市西御所町２番27号
債務者　山本　浩之
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第３８３号
徳島市八万町大野75番地の１
債務者　金子　律子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８７号
愛媛県松山市市坪北２丁目16番２号　市坪西団地２棟16号
債務者　伊賀瀬しのぶ
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４９１号
愛媛県東温市南方740番地５
債務者　山本　耕司
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１０４号
愛媛県宇和島市宇和津町３丁目１番26号
債務者　村中　啓修
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１１０号
愛媛県南宇和郡愛南町上大道1199番地
債務者　小林　健二
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第９７２号
北九州市小倉北区片野新町２丁目３番18号
債務者　柴﨑　直之
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０１４号
北九州市小倉北区都１丁目15番５号　キャンパスシティ103号
債務者　角　　繁延
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５０４号
大分県別府市実相寺１組の４　永井アパート５号室、住民票上の住所大分県別府市石垣西１丁目３番16号
債務者　久保　清美
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５７３号
大分市長浜町３丁目12番２号　第２丸広ビル102
債務者　江口　啓司
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５７号
大分県国東市安岐町瀬戸田750番地市営日向住宅５―10号
債務者　宮崎　紀元
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
大分県日田市中津江村栃野704番地
債務者　平松　治二
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第６３号
大分県日田市大字有田431番地４
債務者　松岡　美幸
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第４１７号
宮崎市清武町船引317番地１　市営住宅―中央団地206号
債務者　大野　理絵
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４２５号
宮崎市橘通東５丁目７番25号　アートコーポ88―205号、前住所宮崎市権現町169番地１
債務者　古賀　愛子（旧姓北園）
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
宮崎地方裁判所破産係